

■制度改正により、さらに加入しやすくなりました！

NOSAIの園芸施設共済は、さらに加入しやすい共済を目指し、昨年度から以下のように大幅な制度改正を行っております。

1. 一部園芸施設の掛金率割引

プラスチックハウスⅡ類（一般的なアーチ型パイプハウス）のうち、主要の骨格パイプ径が31.8mm以上のハウスについては、掛金率が15%割引されます。

2. 集団加入による掛金率の割引

園芸施設共済に加入資格のある方が構成員となっている団体（〇〇生産組合、〇〇出荷組合など）単位で園芸施設共済に一斉加入手続きをいただくことで、掛金率が5%割引されます。

ただし ①組合との協定を締結すること
②当該団体内での園芸施設共済加入率が8割を超えること
③当協定前よりも園芸施設共済への加入率が上がること が条件です。

3. 集団加入による賦課金の割引

上記2により一斉加入手続きをいただく中で、その申込み人数が10名以上の場合には賦課金を20%、同じく5名～10名未満の場合には賦課金を10%それぞれ割引します。

4. 一括加入制度の特例

園芸施設共済は、所有する園芸施設を一括加入することを原則としていますが、耐用年数の2.5倍を経過した施設については、一括加入から除外できることになりました。

※パイプハウスについては25年、ガラス室・鉄骨ハウスについては35年を経過していれば除外対象です。

5. 小損害不てん補額の選択

園芸施設共済は、正味損害額が3万円または共済価額の5%を超えた場合に、共済金が支払われます。この支払基準をあえて高く設定することで、掛金率が大幅に割引されます。

※不てん補額は10万円、20万円、50万円または100万円の中から選択できます。

6. 異動処理の改正

異動処理の仕組みを改正し、切替日を待たずに加入の内容変更ができるようになりました。

「ビニールを新品にした」「新しい暖房機を導入した（あるいは廃棄した）」など、内容に変更があった場合は、組合にご連絡をお願いします。

※本異動処理は、平成31年1月以降に加入した棟が対象です。

このほかにも危険段階別掛金率の導入により、事故がない方の掛金率をより安くするなど、制度改正を行っています。

新規の方はもとより、「昔は加入していたけど・・・」という方も、この機会に是非ご加入の検討をお願いいたします。

詳しくは最寄りのNOSAIへ

上越市北城町四丁目4番11号
NOSAI新潟県
新潟県農業共済組合 上越支所
TEL：025-525-1130
FAX：025-523-9333



園芸施設共済

もしもの災害から農家経営を守ります



園芸施設共済は、パイプハウス、鉄骨ハウス、ガラス室などの園芸施設本体が

火災や強風、降雪、地震などで被害を受けた際に共済金をお支払する共済です。

また、申し出により附帯施設や施設内農作物なども加入できます。

附帯設備



暖房機、ボイラー、かん水施設
自動制御施設、換気施設など

施設内農作物



加入できる内作物は、定められた葉菜類14種、果菜類12種、花き類24種です。また、病虫害による被害を対象としない方式もあります。

撤去費用



倒壊した施設の撤去に要した費用
(被覆物は対象になりません)
業者等に撤去を依頼し金銭の支出
が伴った場合に対象となります

復旧費用



り災した施設（被覆物は対象になりません）を復旧した際に、共済金をお支払します。
※本特約は、再建築価額の減価分に応じて補償額が設定されます。

※上記特約については、園芸施設本体のオプション加入であり、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用それぞれ単体では加入できません。

さらに詳しくご説明します！！ 中ページもご覧ください。

備えの種をまこう。



安心のネットワーク

NOSAI

■ 補償期間（共済責任期間）

共済掛金を払い込んだ日の翌日から未被覆期間も含んだ1年間です。
なお、ハウスの設置期間に合わせて短期加入ができます。

■ 共済価額（時価額）と共済金額（補償額）

- ① 共済価額は、園芸施設の価値のことで、国が定めた再建築価額に経過年数（減価率）を乗じて決定します。これに付保割合（最高 80%）を乗じたものが共済金額（補償額）です。
- ② 施設内農作物については生産費補償となります。共済価額は、施設本体の再建築価額を基準に葉菜類、果菜類、花き類ごとの価額算定率を乗じて決定します。
- ③ 撤去費用の共済価額は、1㎡当たりパイプハウス 290円、鉄骨ハウス 880円、ガラス室 1,200円の単価を設置面積に乗じて算定します。

■ 共済掛金

共済掛金は、施設の型式（パイプ、鉄骨、ガラスなど）によって異なります。
また、過去の損害額によって掛金に差を設ける「危険段階別共済掛金率」を採用しており、過去の支払率が少ない方ほど掛金率が安くなっていきます。
また、小損害不てん補特約を選択することで、掛金をより安く設定できます。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{危険段階別掛金率} \times \frac{\text{加入期間（月数）}}{12 \text{ ヶ月}} \times \frac{1}{2}$$

国庫負担

掛金計算例（3間×10間・減価終了 25mmパイプ・通年被覆・新品農 PO 被覆の場合）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{共済金額（補償額）} & & \text{危険段階別掛金率（段階 0）} & & \text{通年加入} & & \text{国庫負担} \\ & & & & \frac{12 \text{ ヶ月}}{12 \text{ ヶ月}} & & \frac{1}{2} \\ 176,000 \text{ 円} & \times & 2.364\% & \times & & \times & \\ & & & & & & \\ = & & & & & & \\ \mathbf{2,080 \text{ 円}} & & & & & & \end{array}$$

（組合員負担掛金額）

※この他に賦課金（事務費）をいただきます。

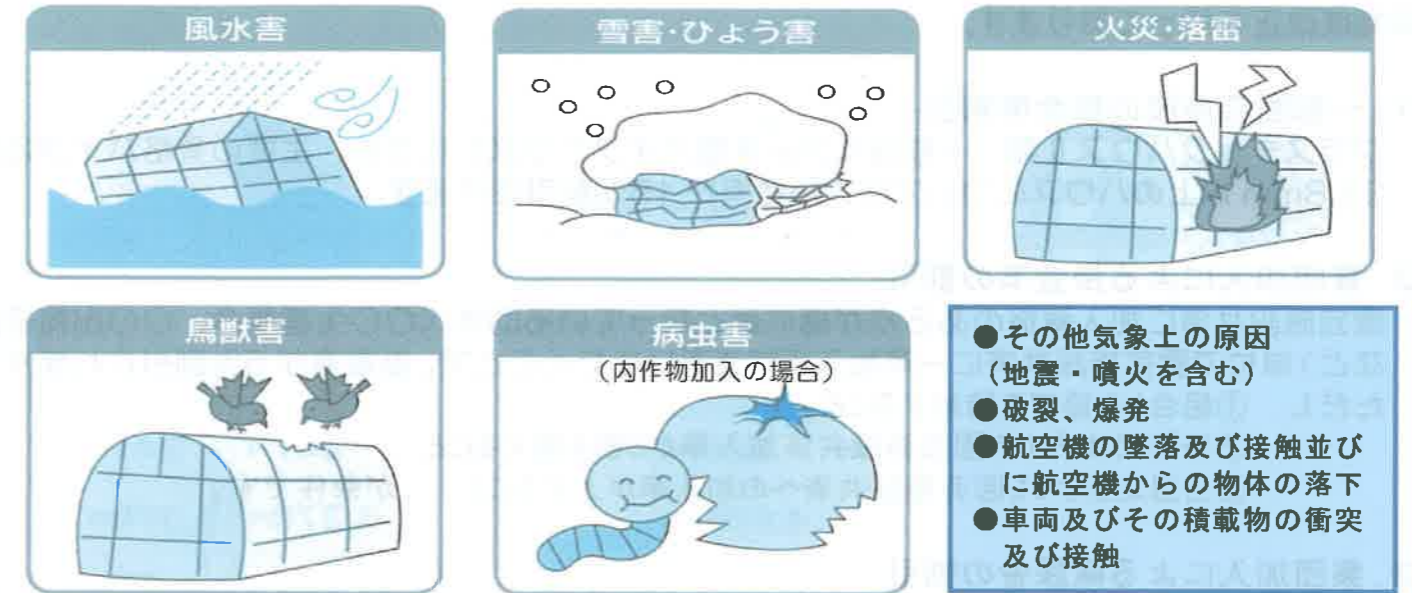


掛金は農業経費として
申告できますよ。

掛金の半分は国が負担します。
（共済金額 16,000 万円まで）
復旧費用は全額農家負担となります。

■ 共済金のお支払

以下のような事故がお支払の対象です



● 撤去費用

ハウスが倒壊等した場合に、損害割合 50%（ガラス室は 35%）を超えた場合、または撤去に要した費用が 100 万円を超えたとき、施設本体の解体並びに搬出及び処理に伴う費用をお支払します。被覆物等は除きます。

● 復旧費用

施設本体と附属施設を復旧した場合に、基本補償（時価額）に上乗せしてお支払します。

お支払にあたっての留意点

- ① 被害が発生したときは、1棟ごとの正味損害額（時価額）が [※]3 万円または共済価額の 5% を超えた場合に共済金が支払われます。
※小損害不てん補金額（10 万円、20 万円、50 万円または 100 万円）を設定している棟は、その額を超えた時
- ② 施設内農作物の支払いは、事故日までの平均的な生産費を基に算出して補償します。病虫害による被害は、個人差による管理不十分な被害として分割評価があります。
- ③ 撤去費用や復旧費用はそれぞれ完了後に評価（確認）を行い、関係書類を基に共済金をお支払いします。

事故発生時は、速やかにご連絡ください！

共済金支払計算例

※3間×10間ハウスで、新品の農POフィルムが半分破れてしまった場合

$$\begin{array}{ccccccc} \text{ビニールの補償額} & & \text{損害程度} & & \text{補償割合} & & \text{支払共済金} \\ 110,000 \text{ 円} & \times & 50\% & \times & 80\% & = & 44,000 \text{ 円} \text{ です。} \end{array}$$